

誓 約 書

富津市社会福祉協議会福祉カー貸出事業の「福祉カー」の借り受けにあたり、
下記のとおり誓約いたします。

記

福祉カーの借り受け中に交通事故を起こした時は、福祉カーの補修、相手方との交渉・示談等を含む一切の事故関係の処理を借受者である私の責任において処理し、かつ、その事故に伴って生じた全ての損害を「富津市社会福祉協議会福祉カー貸出要綱」第6条に基づき賠償いたします。

ただし、富津市社会福祉協議会で加入している自動車保険（任意保険）は、その補償範囲の規定に基づき使用させていただき、その補償範囲を超える部分は、同じく全て借受者である私の責任において賠償いたします。

自動車保険の請求手続き等一切の手続きについても借受者である私と保険会社及び事故の相手方の三者でよく協議し、迅速に処理いたします。また、事故の相手方に対しては、誠実に対応し、貸付者である富津市社会福祉協議会に迷惑がかからないように対処いたします。

令和 年 月 日

社会福祉法人

富津市社会福祉協議会 会長 様

住所

氏名

印